

意見書案第 1 号

J R 不採用問題の早期全面解決を求める意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日

福 島 町 議 会
議 長 溝 部 幸 基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 杉 村 志 朗

J R 不採用問題の早期全面解決を求める意見書（案）

国鉄分割民営化が実施され、21年が経過していますが、その過程で発生した職員の不採用問題が長期化していることは憂慮すべき事態です。

この間、1999年5月には、自民・民主・公明・社民・共産・自由の参議院各派代表者がそろって政府に「早期解決」を要請し、政府も努力する意向を表明した経緯があります。

2003年12月、最高裁が「国鉄が採用候補者の名簿の作成に当たり不当労働行為を行った場合には、国鉄もしくは国鉄の法的地位を引き継いだ清算事業団は使用者責任を免れない」との判断を示しました。ILO（国際労働機関）は2004年6月、政府に対し、この最高裁判断に留意し「問題解決のため、政治的、人道的精神に基づき、すべての関係者との話し合いを促進するよう勧める」6度目の勧告を出しています。

また、2005年9月には、東京地裁は「鉄建公団訴訟」判決を言い渡し、採用に当たって不当労働行為があったことを認めています。さらに、今年1月23日にも東京地裁は全動労訴訟判決で不当労働行為があったことを認めています。

よって、政府ならびに国会は、ILO条約批准国の一員として、この勧告を真摯に受け止め、問題解決のためすべての関係者との話し合いを早期に開始するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

（議決年月日）

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣
国土交通大臣